⑷　２．により整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費及び販売費（⑴から⑶までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を含む。）を合計したもの（以下「送配電非関連費用」という。）を整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

⑸　⑷により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この⑸において同じ。）を、改正法附則第18条第１項若しくは第20条第１項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第３項の規定により同条第１項の認可を受けたとみなされる改正法第１条の規定による改正前の法第19条第１項若しくは第４項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第４項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のものに当たり、小売料金算定規則第８条又は小売料金算定規則附則第２項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）第８条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑸及び⑹において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（⑻において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第８条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

⑹　⑸により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、二需要種別又は三需要種別に配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

１）　二需要種別又は三需要種別の最大電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの最大電力の占める割合

２）　二需要種別又は三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

３）　二需要種別又は三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

４）　二需要種別又は三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

５）　二需要種別又は三需要種別ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に0.5を、３）の割合に0.5を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑷　⑴から⑶までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの（以下この⑷、⑸及び⑽において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

⑸　⑷により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この⑸において同じ。）を、改正法附則第18条第１項若しくは第20条第１項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第３項の規定により同条第１項の認可を受けたとみなされる改正法第１条の規定による改正前の法第19条第１項若しくは第４項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第４項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第８条又は小売料金算定規則附則第２項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第８条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑸及び⑹において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑸及び⑻において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第８条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

⑹　⑸により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

１）　非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合

２）　非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

３）　非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

４）　非特定需要及び特定需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電等量の占める割合

５）　非特定需要及び特定需要ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に0.5を、３）の割合に0.5を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。